

「時間の壁」に阻まれる曝露確認

大阪●審査請求で中皮腫労災認定

砂川清美さんから私の携帯に電話があったのは、2007年2月のはじめだった。

最初は、砂川さんの娘婿であるY氏からだ。患者と家族の会のホームページを見て、関西支部集会の案内から私の携帯番号を知ったようだ。そして、数日後の休日、関西安全センターの事務所に砂川清美さんと娘さん夫妻が相談に訪れた。

ご主人の故砂川久夫氏は、1957年に木村工機という空調機器の会社に就職して、当時は大阪市中央区上本町にあった本社・工場の二階の寮に住みながら、溶接などの仕事を行っていた。その後工場は1961年に八尾市に移転し、やがて第一・第二工場が設立された。そして、砂川氏は、第二工場長などを歴任して、定年退職を迎えた。

定年退職後は、奈良県立医大の空調コントロール室に勤務し、砂川氏が体調異変の後に中皮腫と診断されて死亡したのは1999年。クボタショックのニュースで、これは労災だと知ったご家族は、石綿新法の制定直後に近隣の社会保険労務士に時効労災の申請を依頼した。

社労士に依頼して安心していただ妻の清美さんは、2007年1月に

驚くことになった。労災認定の決定を信じて疑わなかった清美さんのもとに、東大阪労働基準監督署から「不支給決定通知」が届いたのだ。その直前の12月中旬、清美さんは同労基署の聞き取り調査に応じていた。その聞き取りから間もなくの決定書に不信感を抱いた清美さんが事の真相を正すと、労災申請の書類は社労士のもとでストップしていて、監督署への提出が遅れていたのだ。さらには、清美さんからの聞き取り直後の決定書。あまりのことに娘婿Y氏は、ホームページから私の携帯番号にたどり着き、相談にこられたのだ。

その後、木村工機と同僚の聞き取り作業を始めた。東大阪労基署では、同僚聞き取りなどの調査は全く行わず、木村工機の「アスベストは使用していない」という申し立てのみを採用していた。そこで、証言者探しを始めたのだ。最初はKY氏という古くからの知人が職場の状況を説明してくれた。そして、徳島市在住のKT氏にも話を聞きに走った。古い記憶の中で必死に手がかりを求め私に、KT氏は、泉南の染色工場に行った話をしてくれた。染色工場では、染めた反物を乾かすために、ケーシングという長

さ10m位の鉄の箱の中を通過させる。箱の中は熱風が出ていて、その断熱材としてアスベスト使用されていた。熱風を送るコイルが故障すると溶接担当だった砂川氏たちが修理をしていたという。仕事が終わって会社に帰る途中、あまりにも体中がイガイガと痛痒いので、泉州の海の中で体を洗ったことがあったという。

しかし、そのような証言をいくら提出しても、大阪労働局の審査官には理解してもらえなかった。「アスベスト曝露したという決定的なものが無い」というのが理由だった。確かに、当時の状況はなかなか把握できなかったこともあるが、空調機器の会社では断熱材と無縁であるはずがない…そのような歯がゆさを、私達は感じた。時間が経過していき、「そろそろ結論を出さないといけない」という労働局側。良い結論が出ることは期待できそうにない中で、片岡さんは木村工機の組合の方と会う段取りをしてくれた。そして、組合の方の話の中から「コイルにアスベスト布を巻いていた」という話も出てきた。そして、機械の据付に行き天井裏にあるアスベストを吸引した可能性も出てきた。

審査請求を出して10か月後の11月中旬、やっと「取り消し通知」が届いた。喜ぶ妻の清美さんだったが、啞然とする事実が…。清美さんが社労士に依頼したのは、2006年3月の石綿新法制定時だった。しかし、社労士から監督署に請求書類が提出されたのは2006年10月。この数か月間

の遺族年金は逸失してしまっていた。それでも、認定通知に安堵する清美さんだった。

いつものことながら、今回のケースも「時間の壁」に阻まれて大変に難航した。30年、40年も前のことを掘り起こしながら進める作業には限界がある。当時を

知る同僚は限られている中での聞き取りは至難の業だ。中皮腫であるという確実な診断でも、時空の壁は越えられないものか、とあらためて問題の深さを実感したケースだった。

(古川和子 
関西労働者安全センター)

新たな医証検討せずに棄却

兵庫●保管肺組織の検査等求める

Sさんは、三菱重工神戸造船所において電気溶接作業員として、約44年間にわたり溶接作業に従事してきた。1990年に同社を退職し、その後1998年に「食道がん、右肺がん」と診断され、1999年5月に、直接死因「胸部食道がん」で亡くなられた。

遺族は、石綿救済法に基づき請求を行ったが、神戸西労働基準監督署は不支給決定を行い、審査請求についても棄却の決定が行われた。その理由は、「死亡労働者について、石綿曝露の事実は認められるものの、医学的な所見から業務上の疾病とは認められない」とするものだった。

被災者のSさんは、1998年、「食道がん、右肺がん」と診断されたが、その約1年前に、神戸大学病院において左肺腫瘍の切除術を受けていた。審査請求に際し収集した神戸大学病院の病理組織検査によると、「血管気管支鞘に高度の粉じんの沈着

がみられる。鉄と炭粉が主たるもので、芯が黒色、まわりが鉄さび入りの溶接工肺で典型的にみられる粒状物質も多く見られる。結節性病変のほとんどが凝固壊死で、粉塵の沈着あり…」と記されていた。

しかし、調査復命書を見ると、神戸西署においては、神戸大学病院への調査がまったく行われていなかった。左肺の部分切除を行った後の胸部X線写真及び胸部CT写真を読影しても、正確な医学的所見が得られるとは考えられない。

そこで審査請求に際しては、神戸大学病院の組織診断書等の証拠を提出し、保存されていることが判明した肺組織の検査を審査官に依頼した。ところが、審査請求の決定書を見ると、請求人が新たに提出した証拠書に関する検討がまったく行われておらず、神戸大学病院の保管されている肺組織の検査も行われて

いない。

審査請求の決定に際して、どの証拠を採用するのかは審査官の裁量であると思う。しかし、原処分庁においてまったく調査が行われていない医学的な証拠書を提出しているにも関わらず、労災医院に意見を求めることもせず、医学的所見を検討するに際して大変貴重な肺組織の検査も行われていない。

これでは、決定書の内容は原処分庁の提出した資料のみを使って作文をしたのではないかと疑いたくなる。担当審査官は、「業務上の事由によって発症した疾病とは求めることはできない」と判断しているが、判断を行う以前に調査がし尽くされていないことが大問題なのである。

今春、兵庫労働局において審査官の文章偽造及び徴収文章の紛失事件が発覚したが、本件の担当官はその当事者だ。

現在、本件については、労働保険審査会での審理が進められている。

被災者は約44年間にわたり溶接作業に従事し、石綿粉塵に曝露したことは明らかであり、このことは原処分庁も認めている。神戸大学病院に残された肺組織を検査し石綿小体及び石綿繊維の本数を数えれば、より科学的な石綿曝露の医学的判断が出るものと考ええる。ずさんな審査により被災者が切り捨てられることがないよう、審査会の慎重な審議を期待したい。

(ひょうご労働安全衛生センター) 